

2022年12月22日付け要請書への回答

要請書などの文書は事前にお届けし（手渡し、郵送、ファックスなど）、その後県と私たちとの調整の元で適当な期間を設けた上で「回答の場を設定する方法」を取らせていただきたいと要請いたします。

2019年2月5日に「回答の際に知事と、責任ある担当者との直接対話の場を求めます」と要請を出しました。その後、県と私たちの意見交換の場を持つ事には至ってはおりません。私たちは、政治に対して常に関心を持ち、学習し無責任でないようになりたいと願っています。それが私たち市民の生活の安心安全を作っていく上で非常に重要な事と信じています。玄海原子力発電所の運転に関しては、万が一にも起こってはならない「福島原発事故」という日本中を揺るがす大事故が発生して以来、私たちの生活に大きな影響を及ぼす具体的な危機となっていることは間違いないなく、すべての事象が蔑ろにできない重要案件だということです。

今までの回答は文書で送付いただいておりますが、その回答書には、多くの疑問点、確認したい点等が多くあって、常に不十分さを感じてきました。この問題を解消するには、要請書（質問書）提出後、直ちに「回答・意見交換の場」の日程調整をして頂くことです。この設定によって各団体の代表者の参加を容易にできます。また、県の回答に対して疑問点の確認を迅速に行なうことは行政と市民の理解を深める早道だと確信します。

ぜひ、行政と市民が一緒になって誰でもが住みやすい安全安心な街を作つて行きたいと思っておりますので、柔軟なご回答をお待ちしております。

(答)

- 県としては、原子力発電所に関する様々な方からの御意見について、意見を述べたいと具体的な申出があった場合は、隨時お伺いすることとしており、意見書や質問書の受け取りに際しては、時間と場所を調整の上、直接話を伺っています。
- 御要望、御質問に関しては、正確を期すため文書で提出いただき、文書で回答することとしており、県からの回答に関する御意見や御質問に対しても、文書で提出いただき、文書で回答してまいりました。
- 御要請を踏まえ、できる限り早く回答できるよう今後とも真摯に対応してまいります。